

よくある質問（FAQ）

これは、東京家裁本庁後見センターによく寄せられる質問と回答を集約したものであり、回答には東京家裁本庁後見センターにおける取扱いを答えたものが含まれています。なお、掲載した情報は、予告なく変更することがありますので、御了承ください。

後見センターについて

- ・ 後見センターはどこにありますか。
東京家庭裁判所の2階にあります。
東京メトロ丸ノ内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」B1a出口から徒歩1分です。
- ・ 後見センターの窓口業務取扱時間は？
月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までです（祝日と年末年始を除く）。
なお、午後零時15分から午後1時までの間の来庁はできるだけ控えるようご協力をお願いします。
- ・ 後見センターの電話番号は？
手続案内、申立て予約の方は、03-3502-5359におかけください。
申立人や後見人等の方は、担当職員あて（別途連絡があります）に直接おかけください。
- ・ 後見センターのファクシミリ番号は？
03-3591-3964です。
- ・ 後見に関する手続案内はどこに行けばいいですか。
1階の事件受付ではなく、後見センターに直接お越しください。予約は不要です。
手続案内の時間は、午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時までです。
- ・ 本人を連れて行きたいのですが、車椅子でも大丈夫ですか。
車椅子のまま後見センターまで来ていただくことができます。ご案内が必要な場合は、お近くの職員にお尋ねください。
- ・ 手続案内は裁判所に行かないといけませんか。
電話での手続案内には応じていませんし、後見センターの電話は、後見人等からの問い合わせ等で大変混み合っていますので、できるだけ来庁するようお願いいたします。なお、手続の流れについては、このサイトに掲載していますので、事前にご覧ください。
- ・ 夜間の手続案内があると聞きました。後見の申立てについても説明してもらえますか。
はい。夜間手続案内については[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 成年後見の申立てをすべきか判断がつかないのですが、アドバイスしてもらえますか。
裁判所では法律相談に応じることはできません。法テラスや弁護士会等の法律相談、最寄りの自治体の福祉窓口や社会福祉協議会などの利用をご検討ください。
- ・ 申立書セットはどこで入手できますか。

次の3つの方法があります。

①後見センターの窓口でお渡ししています。

②郵送をご希望の場合は、角形2号サイズの返信用封筒（返送先を記入し、郵便切手を250円分貼ってください）とメモ（「成年後見申立書類一式送付希望」と書いた上、連絡先のお名前、電話番号も必ず書いてください）を
〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2 東京家庭裁判所後見センター
あてお送りください。

③[こちら](#)からも申立書類をダウンロードできます。

- ・後見センターの待合室で流れているDVDを借りることはできますか。
借りることができる場合があります。詳しくは事務局総務課広報係（電話03-3502-7024）にお問い合わせください。
また、[裁判所ウェブサイト](#)でも動画配信をしています。
- ・面接に行く際、車で行きたいのですが、駐車場はありますか。
身障者用駐車場はあります（事前に申請が必要です）が、一般の方向けの駐車場はありません。日比谷公園等付近の駐車場をご利用ください。

後見制度全般

- ・本人は完全看護の施設に入所しており、収入・支出とも全て銀行振込なので、後見人が管理すべき財産はありませんし、将来の介護に何の問題もありません。それでも後見人を立てる必要はありますか。
裁判所からはお答えできません。必要があれば専門家に相談してください。
- ・妻は認知症です。妻の銀行口座のキャッシュカードがあるので不便はありません。それでも成年後見人を選んでもらう必要があるのですか。
裁判所からはお答えできません。必要があれば専門家に相談してください。
- ・知的障害のある成人した子がいますが、このたび夫の相続が発生しました。法定相続分どおり遺産分割協議書を作れば、後見人は不要でしょうか。
協議内容の問題ではなく、お子さんの判断能力の程度によって後見人等が必要になる場合があります。
- ・後見が始まると運転免許の効力はなくなるのですか。
運転免許の効力については、お近くの運転免許センターにお問い合わせください。
なお、法律上は後見開始により直ちに運転免許証が失効するものではありません。
- ・私は被後見人の息子です。本人の財産からいくらか借りることはできませんか。
本人の財産は、本人のために用いられるべきものですから、息子さんであっても本人の財産を借りることはできません。
- ・被保佐人から、親族の保佐人である私に遺産を多く残すため、遺言書を作成したいと相談を受けました。
被保佐人ご自身で自由に遺言書を作成することができます。しかし、保佐人が被保佐人を代理して遺言書を作成することはできません。
- ・成年被後見人は遺言書を作成できますか。
正常な意思に基づき、遺言事項について合理的な判断をする意思能力を有すると

認められるなど、事理を弁識する能力が一時回復したときに、医師2名以上が立ち会ってその旨証明してもらえるなどの要件を満たした場合に限り、有効に遺言をすることができます。

- ・私は本人の親族です。後見人が裁判所に提出した報告書を見たいのですが、後見人が見せてくれません。報告書を見る方法がありますか。

裁判所に記録の閲覧・謄写申請をするという方法があります。後見センターの窓口で申請書に記入のうえ提出してください。裁判官の許可が出れば閲覧・謄写ができますが、後見事件は非公開の手続のため、だれに対しても許可されるわけではありません。許可されたかどうかは後日電話でご連絡します。

成年後見開始の申立て

- ・母親に後見開始の審判の申立てがされたかどうか教えてください。
後見事件は非公開の手続ですので、申立てがあったかどうかについてはお答えできません。
- ・後見開始の審判の手続は、本人の親族にも何も知らせずに進むのですか。
後見事件は非公開の手続ですので、原則として親族にも知らせずに審理します。ただし、裁判所が必要と判断した場合には、親族の意向を確認するために照会することがあります。
- ・後見人の選任には、親族の意見は反映されないのですか。
意見をお聴きした場合には参考にしますが、そのとおりに判断されるとは限りません。
- ・後見人候補者を裁判所に一任とした場合でも、裁判所は第一順位の推定相続人で同意書の提出がない方に照会書を送付するのですか。
裁判所が審理のため必要と判断した場合には送付します。
- ・母親に後見開始の審判の申立てがされているようですが、後見が開始されたら即時抗告を申し立てる予定です。それでも申立てがされているかどうか教えてもらえないのですか。
後見事件は非公開の手続ですので、申立てがあったかどうかについてはお答えできません。
- ・私は先月申立書を送付した者ですが、事件番号と進行状況を教えてください。
まず申立人の氏名のほか、発送日、本人の氏名、生年月日、本籍を担当者に伝えてください。
- ・母親に後見人がついていると聞きましたが、それはどこで調べれば分かるのですか。事件番号は誰に聞けばいいのですか。
後見開始の審判が確定すると登記されます。申請の要件を満たせば登記事項証明書を取得できます。手続の詳細は[東京法務局](#)にお尋ねください。なお、証明書には裁判所の事件番号も記載されています。
- ・後見人と名乗る方が来て、私が管理している母の通帳を引き渡すように言われました。私は母に頼まれて十何年間も管理してきましたが、後見人に引き渡さなければならぬのですか。

後見人には正当な権限がありますので引き渡してください。なお、後見人の身分については、登記事項証明書等で確認してください。

- ・これから申立書を送るのですが、郵便切手と申立手数料は面接の日に持参すればよいでしょうか。

申立書などと一緒に送ってください。

- ・後見人に母の財産目録を見せるよう頼んでいますが、見せてくれません。本人の家族にすら見せられないという法的根拠を教えてください。

後見人には本人の家族に財産を開示しなければならない義務はありません。

- ・弁護士が後見人になることがあると聞きました。裁判所はどんな方法で弁護士を探しているのですか。裁判所と懇意の弁護士に個別に依頼しているのですか。

裁判所がこれまでの受任実績等に鑑みて個別に依頼する場合と、弁護士会に対し、後見人として適性のある弁護士の推薦を依頼する場合があります。

- ・面接日を決めてから申立書等を送付すると聞きました。ところで、面接には誰が行かなければならないのですか。何を聞かれるのですか。

来庁していただく方は申立人、後見人等候補者です。その他、申立ての類型が保佐、補助の場合には、原則として本人にも来庁していただくこととなります。面接では、申立人からは申立てに至る事情など、候補者からは欠格事由の有無や後見人等としての適格性に関する事情、後見等の事務に関する方針をうかがいます。本人からは申立ての内容などについてご意見をうかがい、あわせて代理権、同意権付与の申立てがある場合には、その申立てに関する本人の意向を確認します。

- ・受理時面接の予約は済んでいます。どこに申立書等を送ればよいですか。

〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2 東京家庭裁判所後見センター
あてお送りください。

- ・私は補助人ですが、補助が開始している本人の認知症が進行したため、後見人選任の必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。

後見開始の審判の申立てをしてください。

- ・子（甲）連れの夫（A）と結婚した妻（乙）がいたが、Aが死亡し、乙は後見状態にある。甲と乙は養子縁組していないが、甲は、乙のために後見開始の審判の申立てができますか。

乙は甲との関係で四親等内の親族に当たりますので、申立てができます。

- ・子（甲）連れの夫（A）と結婚した妻（乙）がいたが、Aと乙は離婚し、乙は後見状態にある。甲と乙は養子縁組していないが、甲は、乙のために後見開始の審判の申立てができますか。

Aと乙の離婚により、甲と乙の姻族関係が終了しますので、乙は甲との関係で親族に当たらず、申立てをすることはできません。

- ・本人の夫も認知症なので、本人の後見人である私が本人に代わって後見開始の審判の申立てをしたいのですが、申立権はありますか。

配偶者には申立権がありますが、一身専属権と考えられているため、配偶者の後見人として申し立てることはできません。

- ・認知症になった父は、以前から給料を二人の子供名義の通帳に分散して預金してい

ました。通帳の名義は子供ですが、実際に通帳を管理していたのは父です。これは財産目録に記載する必要がありますか。

本人名義でなくとも、実質的に本人の財産であるなら、財産目録にその旨記載する必要があります。疑義がある場合には、具体的事情を付して財産目録に記載するなどの方法で報告してください。

- ・ 財産目録には、本人を被保険者として契約しているものを書くのですか。本人が保険金受取人になっているものを書くのですか。それとも本人が契約しているものを書くのですか。

本人が契約しているものまたは受取人になっているものを記載してください。

- ・ 本人にはあまりお金がないので、私は本人のために相当額を負担していますが、財産目録には負債として記載すればよいのですか。

返済を求める予定があるのであれば、負債として記載してください。

- ・ 本人は施設に入所していますが、収支状況報告書には生活費として何を書けばよいのですか。施設には紙オムツを定期的に渡さなければならないのですが、それも生活費になりますか。

収支状況報告書の支出欄の項目は例示したものです。施設費に生活費全般が含まれているなら、別途生活費を計上する必要はありません。ただ、紙オムツの費用は生活費の一部ですから、別途生活費として計上してもかまいません。

- ・ 本人が施設に入所後、本人の家には留守番役として子供が居住していますが、収支状況報告書には光熱費としてどう書くのですか。

本来、本人が施設に入所した場合には、本人宅の光熱費は本人以外の居住者が負担すべきです。留守番役ということですが、本人宅の管理が必要という場合には、報告書等を作成し、裁判所に具体的な事情を報告してください。

- ・ 年払いの保険料や税金は、収支状況報告書には一年分を6で割った金額を記載すればよいのですか。

収支状況報告書には2か月分に相当する金額を記入していただきますので、それでかまいません。

- ・ 公的保険料を負担していますが、すべて年金から徴収されています。この場合、収支状況報告書の収入欄には公的保険料徴収後の金額を書けばいいですか。

年金収入については、保険料徴収前の金額を収入欄に記載してください。公的保険料は支出欄に記載してください。

- ・ 本人は生活保護を受けていますが、収支状況報告書には受給している生活保護費を収入欄に書くのですか。

そう書いてください。

- ・ 後見開始の審判の申立てと同時に居住用不動産処分許可の申立てはできますか。

後見開始の審判がされるかどうか不明ですので、この段階では申立てできません。

- ・ 医師の診断書は後見相当となっていますが、親族としては保佐が相当だと思っています。保佐開始の審判の申立てをしてもいいですか。

そのような申立てをすることはできますが、本人の能力について鑑定が必要となる場合があります。

- ・亡くなった親族の遺産分割のため、相続人の一人について後見開始の審判の申立てを検討しています。遺産目録も提出した方がいいでしょうか。
申立ての段階で遺産が判明していれば提出してください。
- ・本人は外国に在住していますが、国籍は日本です。日本での申立てはできますか。
申立てできます。成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき方が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の申立てをすることができます（法の適用に関する通則法5条）。
- ・本人の住民票上の住所は東京にはありませんが、東京の施設に入所しています。東京家庭裁判所への申立てはできますか。
原則として住民票上の住所を管轄する裁判所に申し立てることになりますが、その裁判所への申立てが困難な場合やその他の事情により東京家庭裁判所への申立てを希望する場合に管轄が認められるかどうかは、個々のケースにより判断されますので、一概には言えません。
- ・本人は青森に住んでいますが、私は東京に住んでいます。東京家庭裁判所の申立書を使って青森の家庭裁判所に提出しようと思いましたが、受け付けてもらえるでしょうか。
提出先の裁判所（青森）に確認してください。
- ・親族の同意書はどの範囲までそろえる必要がありますか。
本人の配偶者及び子の同意書を提出してください。子がいない場合は、本人の親やきょうだいなどの推定相続人の同意書を提出してください。
- ・後見相当と診断された本人でも後見開始の審判の申立てができるのでしょうか。
意思能力を回復しているときにされた申立てである限り有効にできます。
- ・相続人全員で相続放棄をしたいのですが、相続人の一人が認知症で判断能力がありません。もうすぐ熟慮期間が満了するのですが、期間伸長の申立てが必要でしょうか。期間伸長の申立てが必要かどうかは後見事件を担当する裁判所では回答できません。

任意後見監督人選任の申立て

- ・本人には法定後見が開始されています。私は任意後見受任者ですが、今から任意後見監督人選任の申立はできますか。
申立てをすることはできます。
- ・現在、任意後見監督人が選任されていますが、これから後見開始の審判の申立てをすることはできますか。
申立権があれば申立てをすることはできます。
- ・任意後見人の報酬はどのように決まりますか。
公正証書に記載してあるかと思います。監督人に報告してください。
- ・本人の居住用不動産を処分したいのですが、裁判所の許可は必要ですか。
裁判所の許可は不要です。

未成年後見人選任の申立て

- ・未成年後見人選任の申立てができる利害関係人とは具体的にどのような人ですか。
未成年者の債権者や債務者，保護の実施機関（都道府県知事，市区町村長，救護施設，更生施設，里親等），児童相談所長などです。
- ・14歳の未成年者が，自ら未成年後見人選任の申立てをすることはできますか。
意思能力がある限り可能です。
- ・私は夫と離婚後，子供の親権者になっています。遺言で後見人を指定すれば裁判所に未成年後見人選任の申立てをしなくてもいいと聞きましたが，本当ですか。
そのとおりです。ただし，未成年後見人に指定された方は，裁判所が選任した未成年後見人と同様，裁判所の監督を受けます。
- ・未成年後見人が遺言で指定されていた場合は，どうなりますか。
家裁の審理を経る必要はありませんが，指定により未成年後見人になった人は戸籍の届出をする必要があります。
- ・裁判所の監督とは，具体的にどのようなことを指すのでしょうか。例えば，裁判所から何か送付されてきたりするのですか。
後見人に対し，後見事務の報告を求めたり，必要な処分を行うものです。後見人から自主的な報告をしてもらう場合と家裁が指示した資料を提出してもらう場合，後見監督人の監督を受けてもらう場合などがあります。また，面接調査や裁判官の審問を行う場合もあります。
- ・私は独身ですが，未成年の子供と養子縁組しました。私が死んだときには，養子の実親の親権が自動的に復活するのですか。
養親が死亡しても実親の親権は復活しないと考えられますので，未成年後見人が必要な状態になります。
- ・未成年者はすでに就職し，自立しています。それでも未成年者名義の預貯金通帳は後見人が管理しなければいけませんか。
どのような方法を取るかは後見人の裁量ですが，後見人が財産を管理できる相当な方法をとる必要があります。
- ・未成年者と未成年後見人の養子縁組を考えていますが，手続について教えてください。
①未成年者が15歳未満か否か，②後見人が未成年者の直系尊属か否か，③後見監督人が選任されているか否か，によって必要な手続が異なります。①②③を確認して，後見センターに相談してください。
- ・妹が亡くなりました。妹はシングルマザーとして娘を育てていました。私は独身ですが，妹の娘は小学生で，監護する者が必要なので，私が養子として引き取りたいと思います。どのような手続が必要になりますか。
まず，未成年後見人選任の申立てが必要です。あなたが未成年後見人に選任された場合は一つ上の質問に対する回答と同様です。別の方が未成年後見人になった場合には，「未成年の養子縁組の許可」の申立てのほか，その人の承諾を得ることが必要です。
- ・成年後見と違って，未成年後見開始の審判の申立てというのはいないのですか。
ありません。

- ・未成年後見人になると後見人の個人情報未成年者の戸籍に記載されると聞きました。どのような個人情報が記載されるのですか。

後見人の氏名、本籍及び後見人の戸籍の筆頭者名です。

- ・未成年者の父母が亡くなりました。相続放棄をしたいのですが、未成年者には親権者や後見人がいません。もうすぐ熟慮期間が満了するのですが、期間伸長の申立てが必要でしょうか。

期間伸長の申立てが必要かどうかは後見事件を担当する裁判所では回答できません。

- ・親権者だった母が亡くなりました。母が残した保険金があり、私は受け取れたのですが、弟は未成年なので後見人が必要と言われました。私が弟の代わりに受け取ることはできませんか。

未成年後見人選任の申立てが必要です。後見人を誰にするかは裁判所の判断によりますが、あなた自身を候補者として申立てをすることができます。あなたが後見人に選任されれば後見人として弟さんに代わって保険金を受け取ることができます。なお、受け取った保険金については、弟さんのために管理する必要があります。

- ・甥の後見人になるために未成年後見人選任の申立てをしましたが、私が選ばれない場合があると言われました。それならば手続を止めたいのですが、取り下げることはできますか。

未成年後見人選任の申立ては家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。なお、申立人が希望する方が後見人に選任される見込がないという理由では、申立ての取下げは許可されないと思われます。

- ・いずれは未成年者と養子縁組をするつもりで後見人になりました。後見人になってまだ1年も経過しておらず、一度も裁判所の監督を受けていませんが、未成年者の養子縁組の許可の申立てをしてもよいですか。

申立てすることはできます。

- ・私は未成年者のおばで、未成年後見人になっていますが、私は未成年者の扶養義務者になるのでしょうか。

未成年後見人が必ず扶養義務者になるわけではありません。未成年後見人が未成年者の祖父母や兄弟姉妹の場合には扶養義務者に当たりますが、おじ・おばの場合には、原則として扶養義務者には当たりません。

後見制度支援信託

- ・後見制度支援信託とはどのようなものですか。

後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として親族の後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみのことです。後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要になります。

- ・後見制度支援信託を利用しなければならないことは法律で決まっているのですか。

いいえ。後見制度支援信託は、本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための方法の一つであり、新しく法律で定められたものではありません。

- ・後見制度支援信託は必ず利用しなければならないのですか。後見人の一存では決められないのですか。

必ず利用しなければならないものではありませんが、利用しない場合には、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、必要に応じて後見監督人が選任されることがあります。

- ・後見制度支援信託を拒否した場合どうなりますか。

後見制度支援信託は利用しないことになると思います。ただし、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、必要に応じて後見監督人が選任されることがあります。

- ・預貯金がいくら以上ならば後見制度支援信託を利用しなければなりませんか。

東京家庭裁判所では、本人の流動資産が500万円以上ある場合、後見制度支援信託の利用検討対象としています。

- ・本人は東京の施設に入所していますが、後見人である私は北海道に住んでいます。私が住んでいる近辺には信託銀行がありませんが、それでも後見制度支援信託を利用しないといけないのでしょうか。

必ず利用しなければならないものではありません。ただし、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、必要に応じて後見監督人が選任されることがあります。

- ・後見制度支援信託を利用する場合は、どれくらいのお金がかかりますか。

通常、信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬と信託銀行等に対する報酬が必要となり、いずれも本人の財産から支出することになります。専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等いろいろな事情を考慮して決めます。新たに後見開始の審判の申立てをする場合は、「[成年後見人等の報酬のめやす](#)」に掲載してある基本報酬額に付加報酬額を加算した額となる例が多いです。信託銀行等への報酬については、「[後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧](#)」を参照してください。

- ・後見制度支援信託を利用した際、本人の財産から専門職後見人への報酬や信託銀行等に対する報酬を支払わなければならないのですか。

本人につき後見が開始される以上、家庭裁判所は、本人の財産の適切な管理・利用のための措置を講じる必要があり、そのために一定の費用がかかる場合もあることはご理解ください。なお、後見人の報酬については、本人の財産から支払うことが法律で定められています（民法862条）。

- ・親族後見人が自分で信託契約を締結することはできないのですか。

信託契約を締結するに当たっては、弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託の利用の適否の判断、利用する信託銀行等の選択、信託財産額や定期交付金額の設定等をする必要があります。したがって、親族後見人ではなく、選任された専門職後見人が信託契約を締結することとしてい

ます。

- ・ 後見制度支援信託を利用したいのですが、元本はいくらまで保障してくれるのですか。
 - ①元本補てんの特約があるので、運用によって元本に欠損が生じた場合には元本全額が補てんされます。
 - ②運用によって元本に欠損が生じ、かつ、信託銀行が破綻して補てんをする資力を有しない場合には、元本1000万円と破綻日までの分配金が保障されます。通常の預金の場合と同様です。

成年後見監督人

- ・ 後見開始当初は監督人は選任されなかったのに、なぜ途中から監督人が選任されることになったのですか。

監督人は、裁判所が必要と判断したときには職権で選任することができます。したがって、裁判所が本人の財産状況や後見事務の処理状況等から必要があると判断して監督人を選任したということになります。また、昨今では後見人による不正行為が社会問題となっており、裁判所の後見監督をより適切に行うために専門職を関与させる事例が多くなっています。
- ・ 本人の財産が高額だと監督人が選任されるとのことですが、財産がいくら以上だと監督人が選任されるのですか。

財産がいくら以上という明確な基準はありません。本人の財産状況や後見事務の状況等から必要がある場合に監督人が選任されます。
- ・ 監督人は何をしてくれるのですか。

後見監督人は、その名のおり後見人が行う事務を監督することが仕事です。また、監督人が行う監督について、どのように監督するかについては監督人の裁量に委ねられていますが、一般的には、3～4か月に1回程度、財産や収支の状況を中心とした後見事務について確認をするために報告を求められることが多いと思われます。また、監督人は通常弁護士や司法書士等の法律専門家が選任されることになるため、後見事務をする上で困ったことや分からないことがあれば、随時相談することができます。さらに、遺産分割等の利益相反行為がある場合には、監督人が選任されていなければ特別代理人を選任する必要がありますが、監督人が選任されていれば、監督人が本人に代わってそのような行為をすることになります。
- ・ 監督人にはどんな人になるのですか。

弁護士や司法書士などの専門職で、裁判所が適当と認めた人が選任されます。
- ・ 監督人が信用できないので解任したいが、後見人は解任申立てができますか。

後見人は監督人解任の申立権者に含まれていませんが、本人の親族は申立権者に含まれますので、本人の親族が後見人の場合は解任申立てをすることができます。
- ・ 後見監督は本来裁判所が行うべきであり、監督人を選任するのは裁判所の怠慢ではないのですか。

監督人の選任は法律に定められている正当な手続であり、裁判所が必要であると判断したときには職権で選任できることになっています。後見人を適切に監督し、

後見事務がより適切に行われるため必要な手続であると考えています。

- ・ これまで自分一人で適切に後見事務をやってきたと思っているのに監督人を選任されたのは自分が疑われているようで心外です。

裁判所は後見人として不適切であるから監督人を選任したわけではありません。

裁判所が不適切だと判断した場合には解任等の手続をとることになりますので、監督人は選任されません。後見事務をより適切に行うための手続であることをご理解ください。

- ・ 監督人が何もしてくれません。

監督人に何か問題があるとお考えの場合には、その具体的な内容を後見センターの担当者にお知らせください。

初回報告

- ・ 本人がお金にうるさく、後見人である私に対して通帳を引き渡してくれません。どのように後見事務報告をすればよいか、また、今後どのように財産管理をしていけばよいのでしょうか。

まずは管理ができない状況について報告書を提出してください。今後の財産管理については、個別に対応します。

- ・ 本人が親族後見人である私に通帳などを見せてくれないので、後見事務ができません。本人に丁寧に説明した上で、それでも難しい場合には、金融機関に対して残高照会、履歴照会、通帳再発行等の手続をとることも考えられます。

- ・ 初回報告が提出期限までに間に合いそうにないのですがどうしたらよいのでしょうか。提出期限は厳守してください。特別な事情がある場合には、提出期限までに遅延の理由及びいつまでに報告できるかを記載した上申書を提出してください。

- ・ 初回報告には何を提出すればよいのでしょうか。

財産目録と年間収支予定表及び通帳等のコピーです。

- ・ 初回報告はいつまでにしないといけないのでしょうか。

後見センターでは審判の日（登記の日や審判確定日ではありません）から2か月以内としています。

- ・ 報告書の書式は何を使えばよいのでしょうか。

「成年後見人・保佐人・補助人Q&A」や職務説明会で配布されるハンドブック、後見サイトからダウンロードできる[初回報告で使う書式](#)を使用してください。

- ・ 報告書は鉛筆書きでもいいですか。

消えると困るのでボールペンなどを使用してください。

- ・ 報告書で記載を間違った箇所は修正液や修正テープで修正してもいいですか。

修正液や修正テープは使用せず、二重線を引いて訂正印を押すなどして訂正してください。

- ・ 私は後見人になりましたが、まだ初回報告をしていません。明日にでも生命保険金を受領したり、本人の不動産を売却したいのですがよろしいですか。

最初の財産目録を裁判所に作成・提出するまでは、急迫の必要がある行為しかできません（民法854条、853条）。

郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て、回送嘱託の取消し・変更の申立て

- ・ 回送嘱託とはどのような制度ですか。

成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認められる場合は、成年後見人の申立てにより、家庭裁判所から信書の送達の事業を行う者（信書送達事業者）に対し、期間を定めて、本人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達（回送）すべき旨を嘱託するという制度です（以下「回送嘱託」といいます。）。

- ・ 回送嘱託は誰がすることができますか。

回送嘱託の申立ては、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人は利用することはできません。また、成年後見人の選任の効力が発生する前（後見開始審判の確定前）は、この申立てをすることはできません。

- ・ 回送嘱託の申立てに要件はありますか。

成年後見人がその事務を行うに当たって必要があること（回送嘱託の必要性）が申立ての要件です。ただし、本人宛ての郵便物等を成年後見人に回送することは、本人の通信の秘密（憲法21条2項後段）の制約を伴うものであることから、回送嘱託の必要性は、成年後見人が任意の方法によっては本人宛ての郵便物等の存在及び内容を把握できず、そのことによって後見事務の遂行に支障が生ずるような場合に限って認められるものと解されます。

- ・ 回送嘱託の申立ての必要書類は何ですか。

次のとおりです。

※東京以外の家庭裁判所に申立てをする場合は、その家庭裁判所にお問い合わせください。

① 申立書

② 収入印紙 800円

③ 郵便切手 1236円（内訳：500円2枚、62円1枚、10円1枚、82円2枚）

※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに82円を加算してください。

※家庭裁判所調査官による調査を行う場合は、別途納付をお願いすることがあります。

④ 添付書類

a 回送嘱託の必要性に関する疎明資料

b 選任審判（開始審判）後に申立人又は本人の住所が変わった場合は、住民票の写し

c 申立人以外に財産管理後見人（財産管理権限を有する成年後見人）が選任されている場合は、本件申立てをすることについての当該成年後見人の同意書

d 成年後見監督人が選任されている場合は、本件申立てをすることについての成年後見監督人の同意書

※申立後に追加資料の提出を求めることがあります。

- ・ 成年後見人が複数選任されている場合に、そのうちの一人の成年後見人が単独で回送嘱託の申立てをすることはできますか。
申立てをすることはできますが、申立てに際して、他の財産管理後見人（財産管理権限を有する成年後見人）及び成年後見監督人（選任されている場合）の同意書を添付してください。
- ・ 回送嘱託の審判に際し、成年被後見人に対する意見聴取は行われますか。
回送嘱託の審判に際しては、本人の陳述を聴かなければならないとされていますが、心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでないものとされています（家事事件手続法120条1項6号）。本人の陳述を聴取するかどうかは、事案に応じ、家庭裁判所が個別に判断することになります。
- ・ 回送嘱託の審判がなされた場合、信書送達事業者に対する回送嘱託は、いつどのようになされますか。
回送嘱託の審判は、申立人（成年後見人）が審判書謄本を受領して2週間が経過すると確定します。審判確定後、家庭裁判所から信書送達事業者に対し、回送を嘱託する旨の書面を送付します。
- ・ 回送期間はいつまでですか。
回送嘱託の審判書に記載された期間（最長6か月間）です。回送期間が経過した後は、回送は自動的に終了します。
- ・ 回送の対象となる郵便物等はどのようなものですか。
日本郵便株式会社に対する回送嘱託の場合は、郵便法上の「郵便物」が対象です（物品の送付に利用される「ゆうパック」は、郵便法上の「郵便物」に該当しないため、回送の対象から除外されます。）。
日本郵便株式会社以外の信書送達事業者に対する回送嘱託の場合は、民間事業者よる信書の送達に関する法律第2条3項に規定する「信書便物」が対象です。
なお、いずれの場合においても、回送嘱託の審判書中で特に指定された郵便物等（「成年後見人から差し出されたもの」及び「裁判所から別段の指示があるもの」）については、回送の対象から除外されます。
- ・ 回送嘱託の審判に対して不服申立てはできますか。
本人及びその親族は、回送嘱託の審判に対して即時抗告をすることができます。
- ・ 回送期間が経過した後、再度の回送嘱託の申立ては認められますか。
従前の回送期間では本人の財産・収支の状況を十分に把握できず、これについてやむを得ない事情がある場合は、再度の回送嘱託が認められることもあります。
- ・ 本人宛ての郵便物等の回送を受けた成年後見人は、その郵便物等を開封して問題ありませんか。
成年後見人は、本人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができません（民法第860条の3第1項）。
- ・ 回送を受けた本人宛ての郵便物のうち、成年後見の事務に関しないものが含まれていた場合、成年後見人は当該郵便物等をどのように扱えばよいですか。
成年後見人は、受け取った郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに本人に交付しなければなりません（民法第860条の3第2項）。

なお、本人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取った郵便物等（本人に交付したものを除く。）の閲覧を求めることができます（民法第860条の3第3項）。

- ・ 回送嘱託の取消しの申立ては、どのような場合に必要となりますか。

回送嘱託の期間内に事情に変更を生じたときは、本人、成年後見人又は成年後見監督人は、回送嘱託の取消しの申立てをすることができます。

なお、以下のような事情がある場合は、郵便物等の回送を受けている成年後見人は、回送嘱託の取消しの申立てを検討してください。

- ① 成年後見人と本人が同居するに至るなど、回送嘱託の必要性がなくなった場合
- ② 郵便物等の回送を受けている成年後見人が辞任する場合

- ・ 回送嘱託の取消しの申立てに必要な書類は何ですか。

次のとおりです。

※東京以外の家庭裁判所に申立てをする場合は、その家庭裁判所にお問い合わせください。

- ① 申立書
- ② 収入印紙 800円
- ③ 郵便切手 164円（内訳：82円2枚）

※郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の方が申立てをする場合は、1072円（内訳：500円2枚、62円1枚、10円1枚）を加算してください。

※成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1072円（内訳は上記のとおり）を加算してください。

※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに82円を加算してください。

- ④ 添付書類

a 回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料

b 回送嘱託審判後に成年後見人又は本人の住所が変わった場合は、住民票の写し

※申立後に追加資料の提出を求められることがあります。

- ・ 本人が死亡した場合、回送嘱託の取消しの申立てをする必要はありますか。

本人が死亡した場合については、回送嘱託の取消しの申立ては必要ありません。

ただし、本人が死亡した旨を速やかに信書送達事業者に届け出て、郵便物等の回送を中止してもらう必要があります。

- ・ 回送嘱託の取消しの審判がなされた場合、信書送達事業者に対する回送嘱託の取消しの通知は、いつどのように行われるのですか。

回送嘱託の取消審判は、郵便物等の回送を受けている成年後見人による申立ての場合は、申立人が審判書謄本を受領した時に、前記以外の方による申立て又は職権による場合は、成年後見人が審判書謄本を受領して2週間が経過した時に、それぞれ確定します。審判確定後、家庭裁判所から信書送達事業者に対し、回送嘱託が取り消された旨の書面を送付します。

- ・ 回送嘱託の変更の申立ては、どのような場合に必要となりますか。

回送嘱託の期間内に事情に変更を生じたときは、本人、成年後見人又は成年後見監督人は、回送嘱託の変更の申立てをすることができます。

なお、以下のような事情がある場合は、郵便物等の回送を受けている成年後見人は、回送嘱託の変更の申立てを検討してください。

①回送嘱託の期間を短縮する場合

②複数後見の事案などで、回送を受ける成年後見人を他の成年後見人に交代する場合

③本人の住居所の変更により、回送嘱託の対象を新しい住居所に変更する場合(※)

④回送嘱託の対象である本人の住居所が複数ある場合で、その一部について回送嘱託の必要性がなくなった場合

⑤回送嘱託の対象に本人の住居所を追加する場合

⑥成年後見人の住所(事務所)の変更により、回送先を新しい住所(事務所)に変更する場合(※)

※このような事情がある場合は、信書送達事業者にも別途届出をしてください。

・回送嘱託の期間を伸長するための申立てはできますか。

変更審判において、回送嘱託の期間の伸長はできません(民法860条の2第3項)。

・回送嘱託の変更の申立てに必要な書類は何ですか。

次のとおりです。

※東京以外の家庭裁判所に申立てをする場合は、その家庭裁判所にお問い合わせください。

①申立書

②収入印紙 800円

③郵便切手 164円(内訳:82円2組)

※郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の方が申立てをする場合は、1072円(内訳:500円2枚,62円1枚,10円1枚)を加算してください。

※成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1072円(内訳は上記のとおり)を加算してください。

※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに82円を加算してください。

④添付書類

a 回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料

b 回送嘱託審判後に成年後見人又は本人の住所が変わった場合は、住民票の写し

c 身上監護後見人(身上監護の権限のみを有する成年後見人)が本件申立てをする場合は、本件申立てをすることについての財産管理後見人(財産管理権限を有する成年後見人)の同意書

d 複数の財産管理後見人の1人が本件申立てをする場合は、本件申立てをすることについての他の財産管理後見人の同意書

e 成年後見監督人が選任されている場合は、本件申立てをすることについての成年後見監督人の同意書

※申立後に追加資料の提出を求めています。

- ・ 回送嘱託の変更の審判がなされた場合、信書送達事業者に対する回送嘱託の変更の通知は、いつどのように行われるのですか。

回送嘱託の変更審判は、郵便物等の回送を受けている成年後見人による申立ての場合は、申立人が審判書謄本を受領した時に、前記以外の方による申立て又は職権による場合は、成年後見人が審判書謄本を受領して2週間が経過した時に、それぞれ確定します。審判確定後、家庭裁判所から信書送達事業者に対し、回送嘱託が変更された旨の書面を送付します。

後見事務

- ・ 後見センターから後見監督の書類が来ないと書類をまとめるのが面倒なので報告したくありません。

後見事務が適正かどうか、家庭裁判所は相当な時期に相当な方法で監督を行います。後見人は、あらかじめ指定された時期に定期的に自主報告するほか、求められたときにすぐ報告ができるよう、普段から収支記録や現金出納帳を付け、証拠書類を保管しておく必要があります。

- ・ 本人は毎年孫に50万円ずつ贈与してきましたが、これからも継続して贈与してよいのでしょうか。

成年被後見人の場合には原則として認められません。被保佐人及び被補助人の場合には、ご本人の意思が確認されたときは認められます。

- ・ 本人は施設に入ったので、電話加入権を親戚にあげてしまってもよいか。現在、電話加入権の財産価値はほとんどない。

財産価値が低いものであっても、贈与することは相当ではありません。

- ・ 領収証などは原本を提出しないといけないのでしょうか。

高額な買い物（1回10万円以上のもの）の場合には領収証をとっておいてください。報告の際にはコピーをお送りください。10万円未満の領収証は提出する必要はありませんが、裁判所から求められたときには提出してもらうことになります。

- ・ 定期報告の際に裁判所に提出しなかった10万円未満の領収証等はいつまで保管しておけばいいのでしょうか。

少なくとも次の報告時期までは保管しておいてください。

- ・ 本人の財産からお金を借りることはできますか。

借入れは認められません。発覚した場合、後見人を解任されることがあります。

- ・ 本人の生活費を後見人が立て替えていました。後見人の判断で立替金の精算をしてよいのでしょうか。

後見センターに立替金の報告及び裏付けとなる資料を提出してください。立替金として認められた場合は精算することができます。

- ・ 私は後見人ですが、本人の長男に昨年本人資金が不足していたので50万円借りました。今般、生命保険を解約して資金ができるので、長男に返済したいと思えます

が、よろしいでしょうか。

後見人は本人の債務を弁済することができます。なお、債務の存在に疑義がある場合などについては、債務の存否を慎重に確認する必要があります。

- ・私は後見人ですが、本人の預貯金に余裕がないので、MRFとMMFを解約しようと思います。事前に裁判所の承認が必要でしょうか。

MRFやMMFの解約、株の売却などについては、裁判所の承認は必要ありません。ただ、事前に裁判所に知らせておきたい場合には、連絡票 ([PDF:58KB](#)) | ([ワード:64KB](#)) などを利用してください。なお、解約等により得た金銭は、本人の口座に入金してください。

- ・私は後見人で、本人の妻ですが、二人の生活費を本人の預金から支出できますか。本人にあなたを扶養する義務がある場合（あなたに収入や財産がなかったり少なかったりする場合など）には、社会通念上相当な生活費を支出することができます。
- ・私は成人していますが、精神的な病気のために就労できず、ずっと父の収入で生活していました。このたび父について後見が開始しましたが、引き続き扶養を受けることはできますか。

本人にあなたを扶養する義務がある場合には、社会通念上相当な範囲内で、後見人の判断により、生活費を受け取ることができます。

- ・父について後見が開始しましたが、その父が悪い人にだまされて婚姻したり、養子縁組をしようとしています。後見人が父の代理人として婚姻や養子縁組の手続を止めることはできますか。

婚姻や養子縁組などの身分の取得・形成に関する行為について、後見人には代理権がありません。

- ・町内会の寄り合いに本人の代理として後見人の私が出席しようと思いますが、その懇親会費を本人の財産から支出してもいいですか。

町内会の寄り合いは後見事務とは考えられないので、本人の財産から懇親会費を支出することは相当ではありません。

- ・本人が入っている施設にこれまで本人の財産から毎年10万円の寄付をしてきましたが、後見開始後も寄付を続けてよいものでしょうか。

本人の財産状況に照らし相当であれば差し支えないですが、毎回、事前に連絡票 ([PDF:58KB](#)) | ([ワード:64KB](#)) を後見センターに提出して確認をとるようにしてください。

- ・どのような費用の支出、金額について事前に連絡が必要でしょうか。多額の支出、本人のためでない支出、定期的でない支出その他疑問のあるものは必ず事前にお問い合わせください。

調査人

- ・調査人とは何ですか。

裁判所は、適当な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができるとされています（家事事件

手続法 124 条 1 項)。この調査及び管理をする人のことを後見センターでは調査人と呼んでいます。

- ・ 私は後見人です。今回どうして調査人が選任されたのでしょうか。
毎年定期的に提出することになっている後見事務報告書が期限に遅れたり、提出された後見事務報告書の内容に不足や矛盾などがあり、調査が必要と判断したからです。
- ・ 調査人とはどんな人になるのですか。
弁護士や司法書士などの専門職で、裁判所が適当と認めた人が選任されます。
- ・ 調査人はどのような調査をするのですか。
調査事項に応じて、後見人から事情聴取をした上、預金通帳の原本、現金出納帳、領収書等の必要書類の確認・受領などをして調査します。必要に応じて、ご本人の状況確認がされる場合もあります。
- ・ 調査人の報酬はどのくらいですか
裁判所が調査人の職務の内容に応じて決めます。
- ・ 調査人に報酬を支払う根拠は何ですか。
調査人には本人の財産から相当な報酬を与えることができるとされています（家事事件手続法 124 条 2 項）。
- ・ 調査人に対する報酬の審判が本人死亡の翌日にされましたが、これは有効ですか。
有効です。

居住用不動産処分許可の申立て

- ・ 私は不動産業者です。後見人から相談を受けたのですが、本人の不動産を処分するときの注意事項を教えてください。一般論で結構です。
後見人から（後見監督人がいれば後見監督人から）裁判所に直接問い合わせるよう後見人に話してください。
- ・ 親族後見人である私が本人所有の不動産に抵当権をつけてお金を借りたい場合に、何か手続が必要ですか。
本人の居住用の不動産であれば、居住用不動産処分許可の申立てが必要です。また、後見人の債務を担保するために本人の不動産に抵当権を設定することは後見人と本人の利益が相反する行為になりますから、特別代理人選任の申立ても必要です。
- ・ 本人所有の土地の分筆は、不動産の処分に当たりますか。
当たりません。
- ・ 本人は介護施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。
不要です。
- ・ 処分をするのに裁判所の許可を必要とする居住用不動産とは具体的にどのようなものですか。
本人が現に住居として使用している場合に限らず、本人が現在は病院や施設に入所しているため居住していないが、将来居住する可能性がある場合、又は過去に

居住したことがある場合なども含みます。

- ・ 本人所有の建物を賃貸したいと考えているのですが、借り手が見つかるまで賃料を下げながら様子を見ることになるので、現段階では借主も賃料も決まっていません。現段階で許可を得ることはできますか。

できません。借主と賃料が決まった段階で申し立ててください。

- ・ 申立書を提出してからどのくらいの期間で審判されますか。
申立ての内容により期間は異なりますが、おおよそ2週間前後で審判されています。ただし、申立ての内容に不備があって補正等が必要な場合は、更に補正等に要した日数がかかります。
- ・ 建物取壊しの場合に必要な資料を教えてください。
処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）のほか、物件が比較的新しい場合、取壊しの必要性についての説明資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。
賃貸借契約の存在が分かる書類を添付していただくことになると思います。
個別のケースについては、後見センター担当者にお問い合わせください。
- ・ 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は原本を提出する必要がありますか。
はい。ただし、後見等開始の審判の申立時に提出済みで、その後変動がなければ提出不要です。

特別代理人選任の申立て

- ・ 法定相続分で遺産分割をしようと考えていますが、特別代理人の選任は必要ですか。
後見人と本人がともに相続人である場合には、法定相続分どおり遺産分割する場合であっても、本人のために特別代理人を選任する必要があります。
- ・ 特別代理人の候補者が見つからない場合、どうすればいいですか。
裁判所が適当な特別代理人（司法書士、弁護士など）を選任します。ただし、報酬相当額を裁判所に予納する必要がある場合があります。
- ・ 自薦の特別代理人候補者が選任されないことはありますか。選任されないのはどのような場合ですか。
裁判所がより適任な方を選任すべきと判断した場合には、推薦された方は選任されないことがあります。
- ・ 特別代理人に対する報酬はいくらくらいですか。どのように算定されますか。
代理行為の内容により裁判所が判断しますので一概には言えません。
- ・ 特別代理人に対する報酬は、どこから支払われるのですか。
本人の財産から支払われます。
- ・ 自薦の特別代理人でも報酬を請求することは可能ですか。
可能です。
- ・ 特別代理人は本人や後見人のように登記されますか。
登記されません。

- ・どのような行為が利益相反行為に当たりますか。
例えば、後見人と本人が共同相続人である場合の遺産分割や、後見人の債務を担保するために本人の不動産に抵当権を設定することなどが該当します。個別のケースについては、後見センターの担当者に事前にご相談ください。

代理権付与の申立て

- ・保佐開始の審判と代理権の付与の申立てを予定していますが、具体的にどのような代理権が必要なのか判断が付きません。すべての行為について認めてもらえますか。
代理権の必要性は最終的には裁判所で判断しますが、本人の財産状況から見て代理権付与の必要性がほとんど認められない行為にまで代理権を付与することは相当ではありません。
- ・将来に備えてできるだけ広範囲の代理権を設定することはできますか。
必要性、相当性のない代理権は付与できません。将来のことをすべて予測するのは困難ですが、申立ての段階でほとんど必要性を認められないものについてまで代理権を付与することは相当ではありません。
- ・保佐開始後、本人について自己破産申立ての必要があるのですが、[代理行為目録](#)にある訴訟に関する項目をチェックすればよいでしょうか。
違います。別途、破産手続の代理権を記載してください。
- ・家事調停申立ての可能性がありますが、[代理行為目録](#)にある訴訟に関する項目をチェックすればよいでしょうか。
違います。別途、家事調停手続の代理権を記載してください。
- ・本人が同意しないと代理権が付与されないのですか。
本人以外の方が代理権付与の申立てをした場合は、本人の同意が必要です。
- ・保佐人に選任された後で事情が変わり、付与された代理権では対応しきれなくなりました。代理権の追加の申立てはできますか。その場合、再度本人に調査するのですか。
追加する必要がある行為について、保佐人から代理権付与の申立てができます。代理権の付与には本人の同意が必要ですので、多くの場合、家庭裁判所調査官が本人と面接をして確認しています。ただし、本人の同意書が提出されている場合は、本人調査を省略できることがあります。
- ・代理権の追加を申し立てたいのですが、保佐開始時より本人の症状が悪化しており、同意できる状況にありません。どうしたらよいでしょうか。
本人が同意できないと代理権は追加できません。新たに後見開始の申立てをすることを検討してください。

成年後見人選任（辞任）の申立て

- ・専門職の後見人や後見監督人に辞めてもらうにはどうすればよいですか。
後見人や後見監督人は裁判所が選任しているので、自ら辞任をするときには裁判所の許可が必要です。ただ、後見人や後見監督人に不適切な行為が見られる場合には、解任の申立てをすることができます。その申立てがあったときには、裁判

所は調査を行い相当と判断したときは後見人等を解任します。

- ・ 後見人を辞任したいのですが、どうすればよいですか。

裁判所に後見人辞任許可の申立てを行ってください。辞任の理由が相当であれば許可されます。

- ・ 私も高齢になってきたので、私の子供に後見人を引き継ぎたいのですが。

（あなたの）後見人辞任許可の申立てと（後任の）後見人選任申立てができます。選任申立てについて、あなたのお子さんを後見人候補者として挙げるができます。ただし、後見人は裁判所が職権で選任するので、候補者であるあなたのお子さんが必ず選任されるとは限りません。

- ・ 私一人で後見事務を行うのは大変なので、子供も後見人にして2人で後見事務を行いたいのですが。

後見人の（追加）選任の申立てができます。ただし、申立ての際に後見人候補者としてあなたのお子さんを挙げるができますが、必ず選任されるとは限りません。

報酬付与の申立て

- ・ これまで報酬付与の申立てをしていませんでしたが、後見人就任時からの報酬をまとめて申し立てることは可能ですか。

可能です。

- ・ 報酬付与の申立てに期限はありますか。

ありません。

- ・ 私は以前後見人をしていた者の相続人です。元後見人が行ってきた事務について報酬を請求したいのですが、それは可能でしょうか。

後見人であった者の相続人も報酬を請求することができます。相続人が報酬付与の申立人として手続をすることになりますので、通常の提出書類のほか戸籍謄本等の後見人の相続人であることが分かる書類を添付してください。

- ・ 後見人等の報酬はいくらくらいですか。

「[成年後見人等の報酬のめやす](#)」をご覧ください。

- ・ 報酬が高額で納得できません。この金額になる理由を教えてください。

「[成年後見人等の報酬のめやす](#)」をご覧ください。

- ・ 親族後見人でも報酬をもらえますか。

親族後見人も報酬付与の申立てをすることができます。

- ・ 本人も納得の上で私の後見人としての報酬額を決めたのですが、本人の財産から差し引いても構わないでしょうか。

後見人等の報酬額は、後見人等からの報酬付与の申立てに基づいて裁判所が決定しますので、それ以外に報酬として本人の財産から差し引くことはできません。

- ・ 私は後見人ですが、後見監督人への報酬を支払いたくありません。

後見人等の報酬は裁判所が決定し、後見人は職務として支払いをしなくてはならないので、報酬を支払わないことはできません。もし、支払いをしない場合には後見人としての職務懈怠となる場合もあります。

- ・専門職の後見人には報酬が支払われていると聞きます。それは裁判所と専門職が結託しているからではないのですか。

後見事務に対する正当な対価として適正な額を決定しています。なお、親族後見人も報酬を受けることができます。

後見終了後の事務，死後事務許可の申立て

- ・私は後見人ですが，このたび本人が死亡しました。この後の手続はどうすればいいのですか。

本人の死亡により後見手続は終了しますので，まず後見センターに死亡の事実を連絡してください。その後，①死亡診断書または戸籍（除籍）謄本（どちらもコピーで可）を後見センターに提出してください。②2か月以内に管理の計算を行い，財産を相続人に引き継いでください（後見人が本人の相続人でない場合には裁判所に引継書を提出する必要があります。）。③東京法務局等に本人が死亡したことの届出をしてください。

- ・葬儀費用を本人の預金から支払っていいですか。

原則として後見人が葬儀を行うことはありませんので，本人の預金から支払うことはありません。しかし，後見人がやむを得ず葬儀を行わなくてはならない場合には，事務管理（民法697条）として預金からの支払が認められる可能性があります。

- ・本人の死亡直前の療養費が未払いですが，相続人に引き継ぐ前に後見人が支払った方がいいのでしょうか。

相続財産を整理・清算し，相続人へ相続財産を引き渡すまでの相当と認められる期間内に，後見人が応急の必要があると判断する場合，後見終了時の緊急処分義務（民法874条，654条）を根拠に支払うことができます（成年後見人については，民法873条の2に債務の弁済に関する権限が明記されています。）。

- ・本人の相続人がいるかどうか不明で，だれに財産を引き継げばいいか分かりません。また，相続人がいても，財産の受け取りを拒否された場合はどうすればいいですか。

相続財産管理人選任の申立てをして，その管理人に財産を引き継ぐことが考えられます。

- ・私は本人の相続人ですが，遺産分割のために本人の財産状況を調べています。後見人が裁判所に提出した報告書を見ることはできますか。

報告書を見るためには，裁判所に来庁して記録の閲覧の申請をしてください。後見事件は非公開なので，報告書などの記録を閲覧するには裁判官の許可が必要です。許可されない場合には見ることはできません。

- ・死後事務の許可とはどのような制度ですか。

民法873条の2が新設され，個々の相続財産の保存行為，弁済期が到来した債務の弁済，火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務が成年後見人の権限に含まれることが明記されました。そして，本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（同条3号）については，家庭裁判所の許可を得る必要があるものとされました。

家庭裁判所の許可が必要となる死後事務の具体例は、次の①から④のとおりです。

①本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結

※「埋葬」とは、死体を土中に葬ること（いわゆる土葬）をいいます。

※葬儀に関する契約の締結は、許可を要する行為の対象とはされていません。

②債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻し（振込により払い戻す場合を含む。）

③本人が入所施設等に残置した動産等に関する寄託契約の締結

④電気・ガス・水道の供給契約の解約 など

・死後事務の許可申立てはだれがすることができますか。

死後事務の許可申立ては、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人は、この申立てをすることはできません。

・保佐人や補助人は死後事務を行うことはできなくなるのですか。

死後事務については、後見終了時の応急処分（民法874条、654条）や相続人全員のための事務管理（民法697条）を根拠とした運用がなされていますが、今回の法改正によっても、これらの規定に基づいて死後事務を行うことは否定されません。

・死後事務の許可申立ての要件は何ですか。

①本人が死亡したこと

②成年後見人が許可を要する行為を行う必要があること

③本人の相続人の意思に反することが明らかであるとの事情がないこと

④相続人が相続財産を管理し得る状況にないこと

の各要件が必要です。

・死後事務の許可申立てに必要な書類は何ですか。

次のとおりです。

※東京以外の家庭裁判所に申立てをする場合は、その家庭裁判所にお問い合わせください。

①申立書、申立事情説明書

②収入印紙 800円

※1通の申立書で複数の事項について許可を求める場合も、800円で足りません。

③郵便切手 82円

④添付書類

a 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の許可を求める場合は、原則不要

b 債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻しの許可を求める場合は、預貯金通帳（表紙及びその時点での残高が記載された頁）の写し及び債務の存在を裏付ける資料（費用明細や請求書の写し等）

c 本人が入所施設等に残置した動産等に関する寄託契約の締結の許可を求める場合は、寄託契約書（案）

d 電気・ガス・水道の供給契約の解約の許可を求める場合は、原則不要
※申立後に追加資料の提出を求められます。